

東浦町水防計画の変更（案）要旨について

1 東浦町水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、町内各河川、ため池、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し、必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動に万全を期すことを目的としたものである。

2 東浦町水防計画の主要な変更点

- ・水防に関連する予報・警報の種類と発表基準、伝達系統の変更

気象庁の発表する大雨警報等の発表基準の変更、水防に関連する予警報の伝達系統の変更等に伴い、記載を変更する。

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、東浦町は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされています（水防法第33条第1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ東浦町防災会議に諮るものです（法第33条第2項）。